

リスクアセスメントに取り組んでいますか。

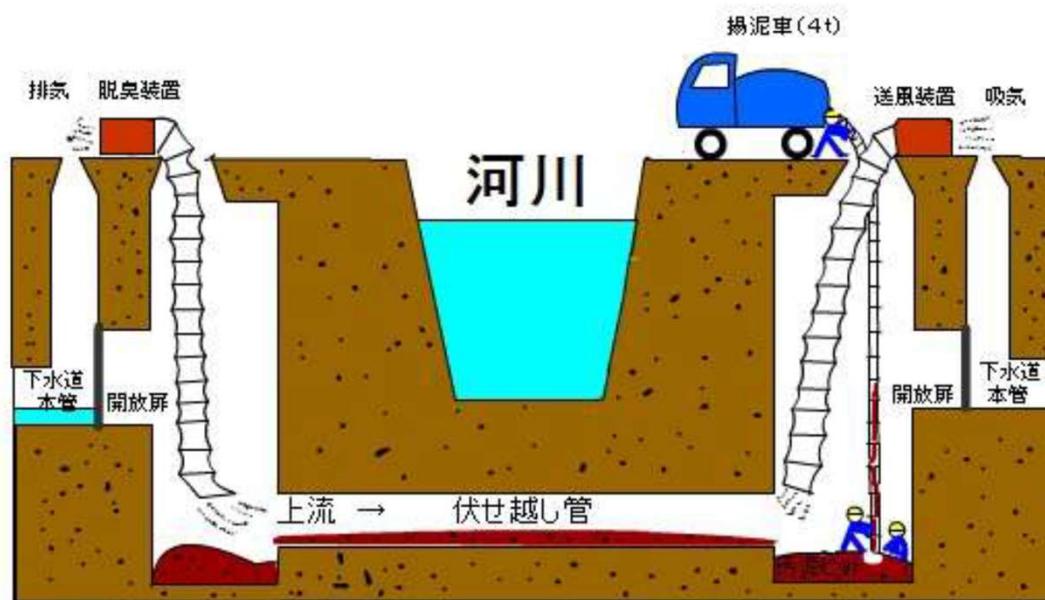
チェックリストを活用しませんか。

中村労働衛生コンサルタント事務所
所長 中村寿雄

埼玉県行田市で下水道の点検作業中、作業員 4 名がマンホールに転落し死亡



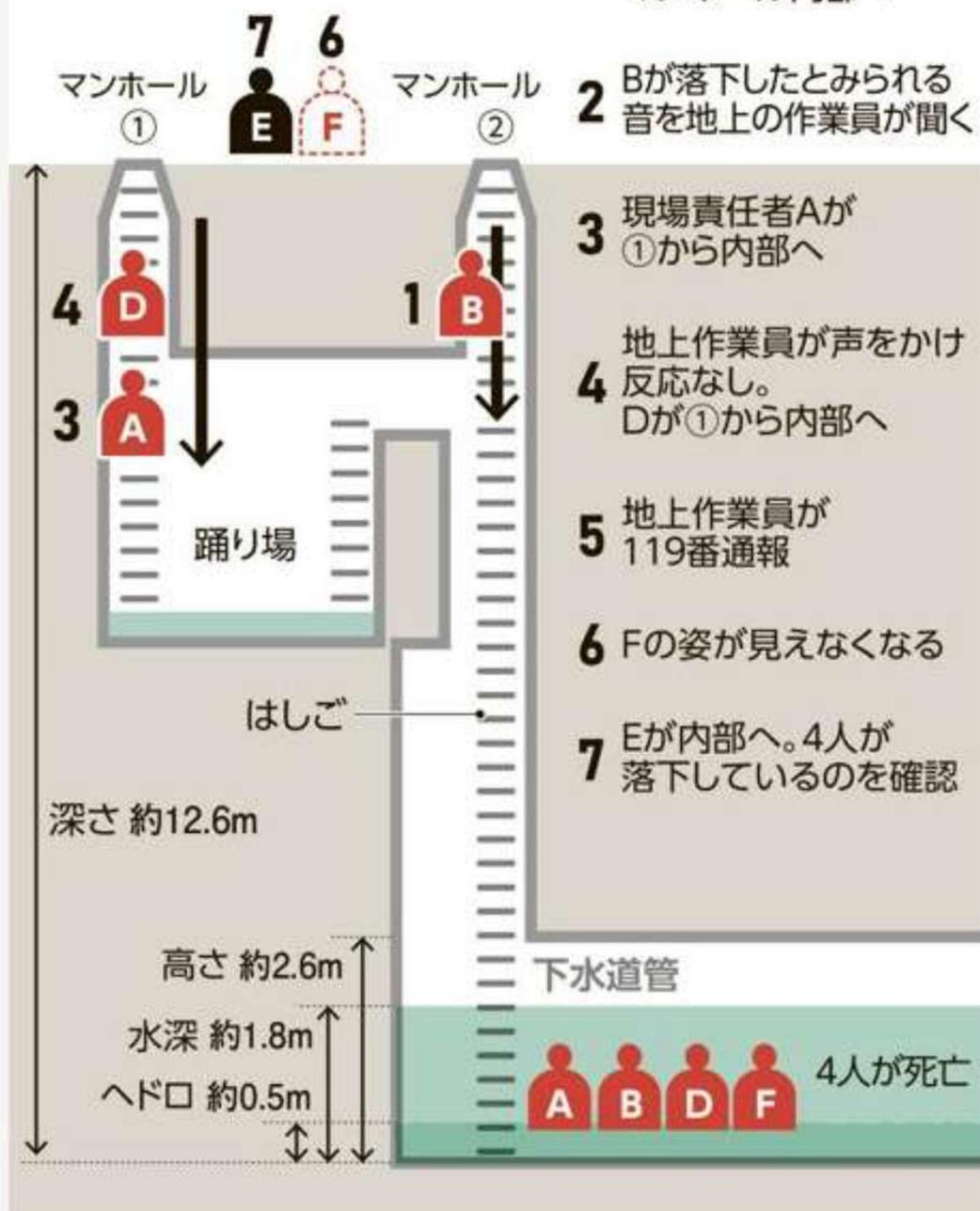
伏越管路のイメージ図



いる。4人が死亡したのは上流側のマンホール付近=2025年
から、小林正明撮影

事故のイメージ

三栄管理興業の3日の発表から

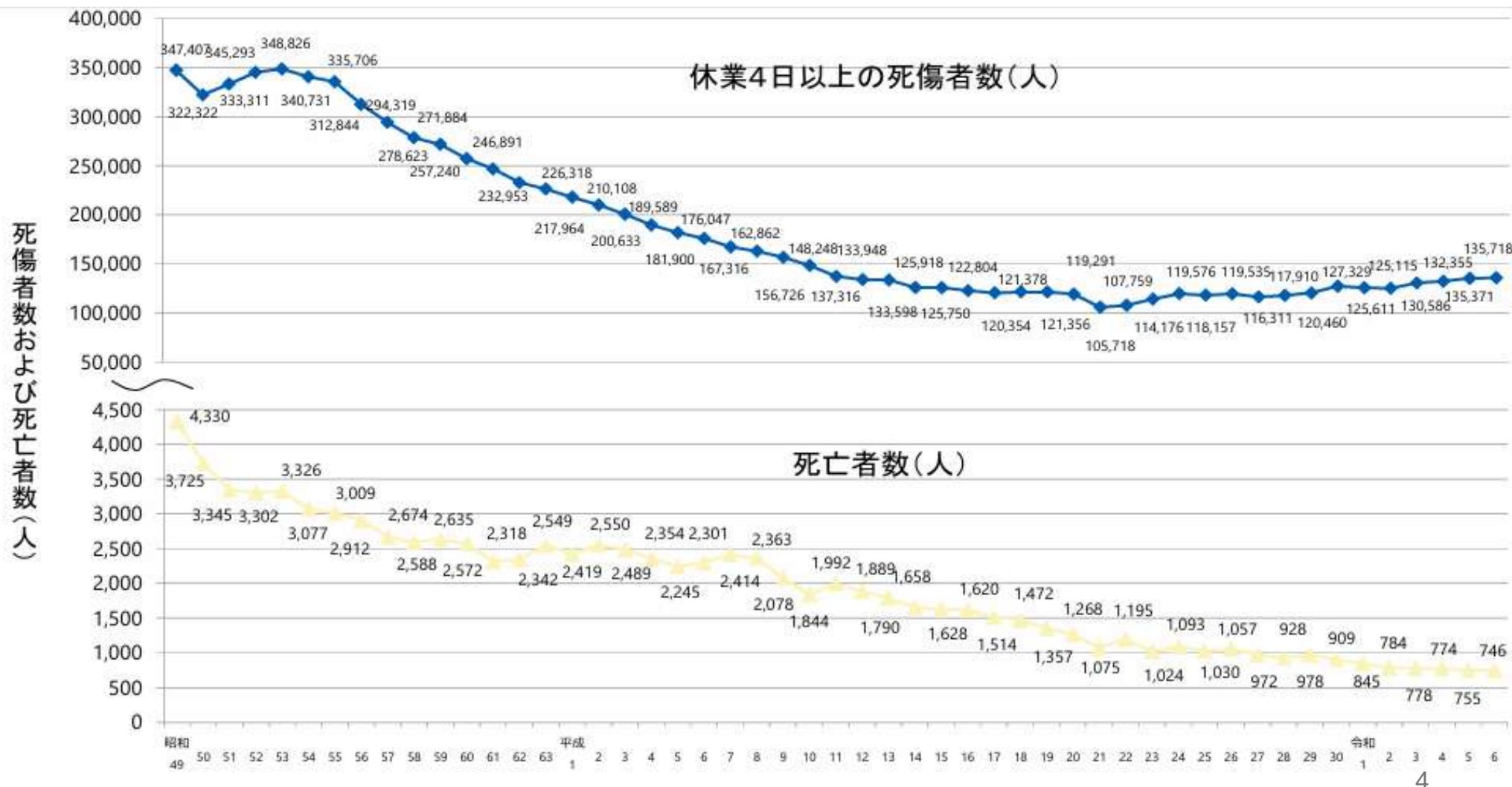


- 作業主任者
- 特別教育
- 作業標準
- KY
- 保護具
- 換気

令和 6 年 労働災害発生状況について

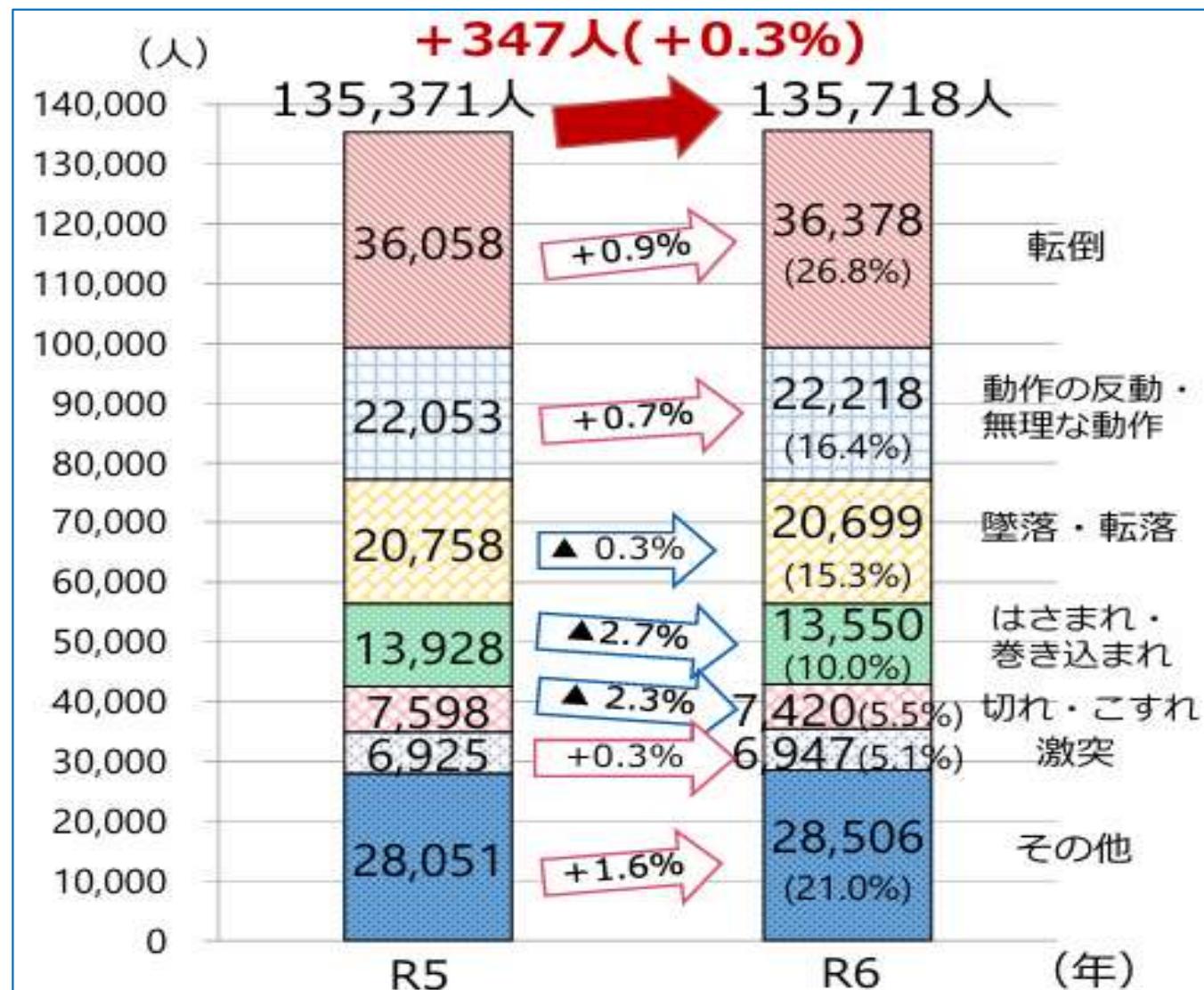
令和 7 年 5 月 30 日 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- 休業 4 日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、4 年連続で増加した。



休業4日以上の死傷災害

- 事故の型別の死傷者数は、転倒、動作の反動・無理な動作等で増加し、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等で減少した。



高年齢労働者の労働災害について 高齢者の就労と被災状況（令和6年）

- 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%(令和6年)
- 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は30.0%(同)

雇用者



労働災害による死傷者数



事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率 (令和6年)



リスクアセスメントの基本手順

手順 1

危険源 (危険性又は有害性) の特定

手順 2

リスクの見積り

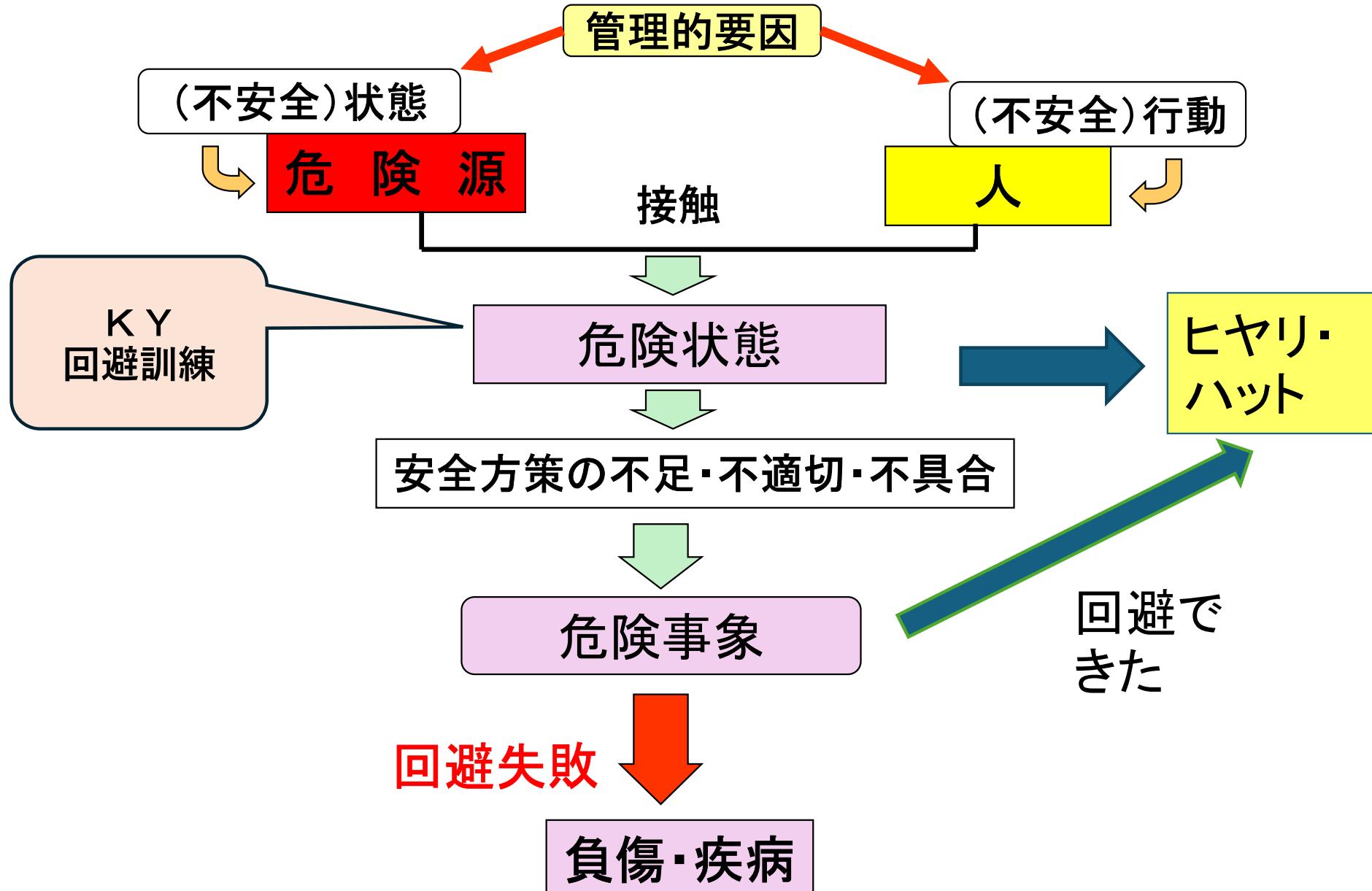
手順 3

リスク低減のための優先度の設定
リスク低減措置の内容

手順 4

リスク低減措置の実施

危険源から負傷又は疾病に至るプロセス



危険源の分類例

1. 機械的な危険源
2. 電気的な危険源
3. 熱的な危険源
4. **騒音**による危険源
5. **振動**による危険源
6. **放射**による危険源
7. **材料および物質**による危険源
8. 機械の設計時における**人間工学原則無視**による危険源
9. **滑り、つまづき及び墜落の危険源**
10. 危険源の組み合わせ
11. 機械が使用される環境に関連する危険源

高さという位置エネルギーがあれば墜落の危険源とみる

- 危険状態とは、危険源と人が接触すること。
屋根の上に人がいる状態が危険状態



◆危険事象の例

- ・身を乗り出しすぎて
- ・足を滑らせて
- ・梯子が動いて
- ・風にあおられて



◆他の作業者や機械の動作が、思いもよらない**危険事象**のきっかけとなる。

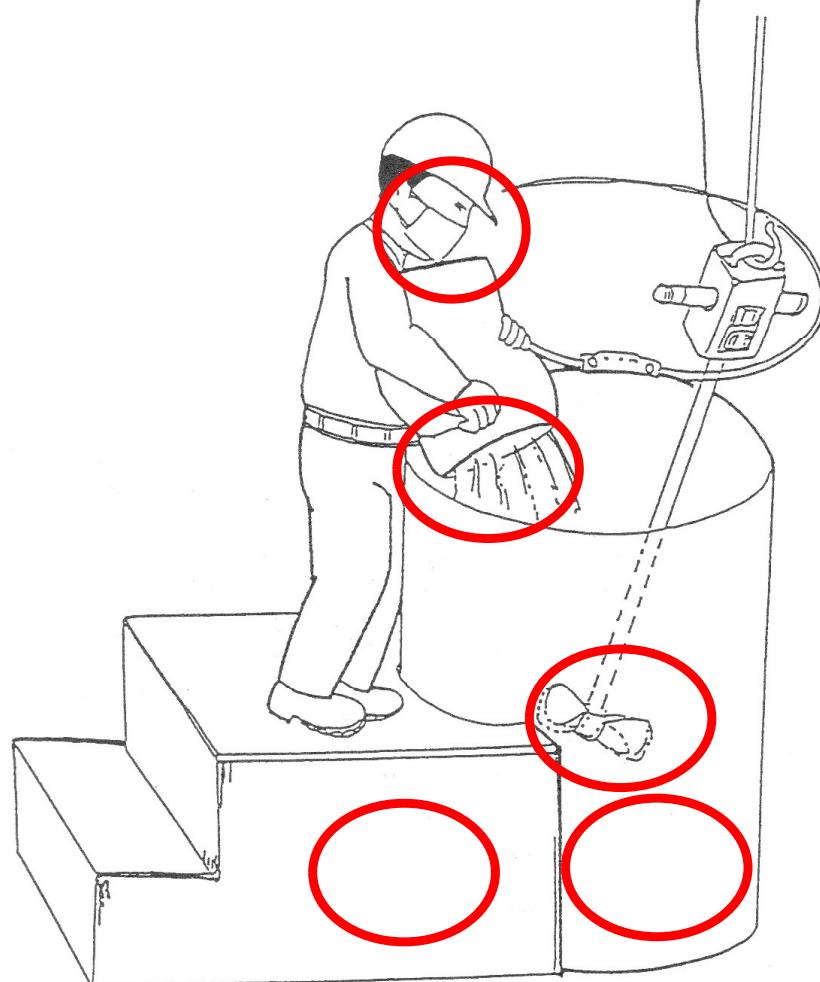
最悪のリスクアセスメント

- 自分たちが危ないと思っているものだけを対象として実施する（KYとは異なる）

◆多くの事業場の実態

- 労働災害が発生すると、その**危険源**や作業はリスクアセスメントの対象として、考えられていなかった。

原料投入作業の危険源は？



◆ 危険源に注目して、災害に至るシナリオを考えます。

状況：

あなたは、水の入ったタンクに原料(粉体)を投入している。

危険予知の場合

1. 危険を「危険要因」と「現象」の組み合わせで表現する
 - なので、△△になる
 - して、△△になる
 - なので○○して、△△する
2. 「現象」は事故の型で言い切ろう
3. 「危険要因」はできるだけ（不安全な行動）と（不安全な状態）の組合せで表現しよう

- A) 感受性を鋭くする
- B) 集中力を高める
- C) 実践への意欲を強める



◆ヒューマンエラーの防止

危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (2006年3月10日)

別添4の例1（マトリクスを用いた方法）

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病の発生の可能性の度合い	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

見本として例示されたもの

リスク	優先度	
4～5	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。
2～3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

- ◆ 結果が「致命的」な災害は、すべてリスクレベルが「高」となる。
- ◆ ある程度、発生の可能性を下げてもリスクは「高」のままである。

中災防：発生の可能性の度合いを2つの要素に分けた

◆ 危険状態が生じる頻度の区分例

頻度	内容
頻 繁	1日に1回程度
時 々	週に1回程度
滅多にない	半年に1回程度

(作業が行われる頻度ではない)

◆ 危険状態が生じる頻度の区分例

可能性	内容
確実である	安全管理対策がなされていない。表示や標識があっても不備が多い状態。
可能性が高い	防護柵や防護カバー、その他安全装置がない。たとえあったとしても相当不備がある。非常停止装置や表示・標識類はひとつおり設置されている。
可能性がある	防護柵・防護カバーあるいは安全装置等は設置されているが、柵が低いまたは隙間が大きい等の不備がある。危険領域への侵入やハザードとの接触が否定できない。
ほとんどない	防護柵・防護カバーで覆われ、かつ安全装置が設置され、危険領域への立ち入りが困難な状態。

他のリスクの見積り例（マトリクス法）

(1) 負傷又は疾病の重篤度の区分

重篤度（災害の程度）	災害の程度・内容の目安
致命的・重大 ×	切断、重症破断、中毒、致死的外傷、職業ガン、重篤寿命短縮疾病
中程度 △	裂傷、火傷、重篤捻挫、軽微な破断、難聴、皮膚炎、喘息、腱鞘炎、永続的な軽微能力障害
軽度 ○	表面的障害、軽い傷・打撲、ダストによる目の刺激、頭痛等の刺激、一時的不全感

(2) 負傷又は疾病の発生の度合いの区分

発生可能性の度合	内容の目安
発生の可能性がある ×	<ul style="list-style-type: none">毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するものかなりの注意力でも災害につながり、回避困難なもの
発生の可能性が少ない △	<ul style="list-style-type: none">故障、修理、調整等の非定常的な作業で、危険性又は有害性に時々接近するものうっかりしていると災害になるもの
発生の可能性が極めて少ない ○	<ul style="list-style-type: none">危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することはめったにないもの通常の状態では災害にならないもの

他のリスクの見積り例（マトリクス法）

(3) リスクの見積り

		負傷又は疾病の重篤度		
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
発生の可能性がある ×	発生の可能性がある ×	V	IV	III
	発生の可能性が少ない △	IV	III	II
	発生の可能性が極めて少ない ○	III	II	I

(4) 優先度の決定及びリスク低減措置実施の程度

リスクの程度		リスク低減措置実施の程度
V	耐えられないリスク	措置を講ずるまで作業停止する必要がある。
IV	実質的なリスク	十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
III	中程度のリスク	費用が確保されるまで暫定的な措置を実施し、費用を確保した後は速やかにリスク低減措置を実施する必要がある。
II	耐えられるリスク	リスクに対応した暫定的な措置を直ちに実施し、計画的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
I	些細なリスク	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

リスク低減措置の実施

- ◆リスク低減措置は、基本的に次の優先順位で検討、合理的に選択した方法を実施します。
 1. 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更など
 2. 機械設備の防護板の設置・インターロックの設置等の工学的な対策
 3. 教育訓練・マニュアルの整備等の管理的対策
 4. 保護手袋など個人用保護具の使用

製造現場の意図的なルール違反とリスクアセスメント反映手法（提案）

※ 向殿SWG（サブワーキンググループ）2019年、中災防

それ以降のリスクアセスメントの方法は、通達に示された方法と変わりはない。

◆ 危険の重大性 危害に至る可能 性	重度の障害	重症	軽症
可能性が高い	IV	III	II
可能性がある	IV	III	II
可能性がほとん どない	III 「A」の場合	II 「B」の場合	I

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について 令和2年3月16日

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組

別紙



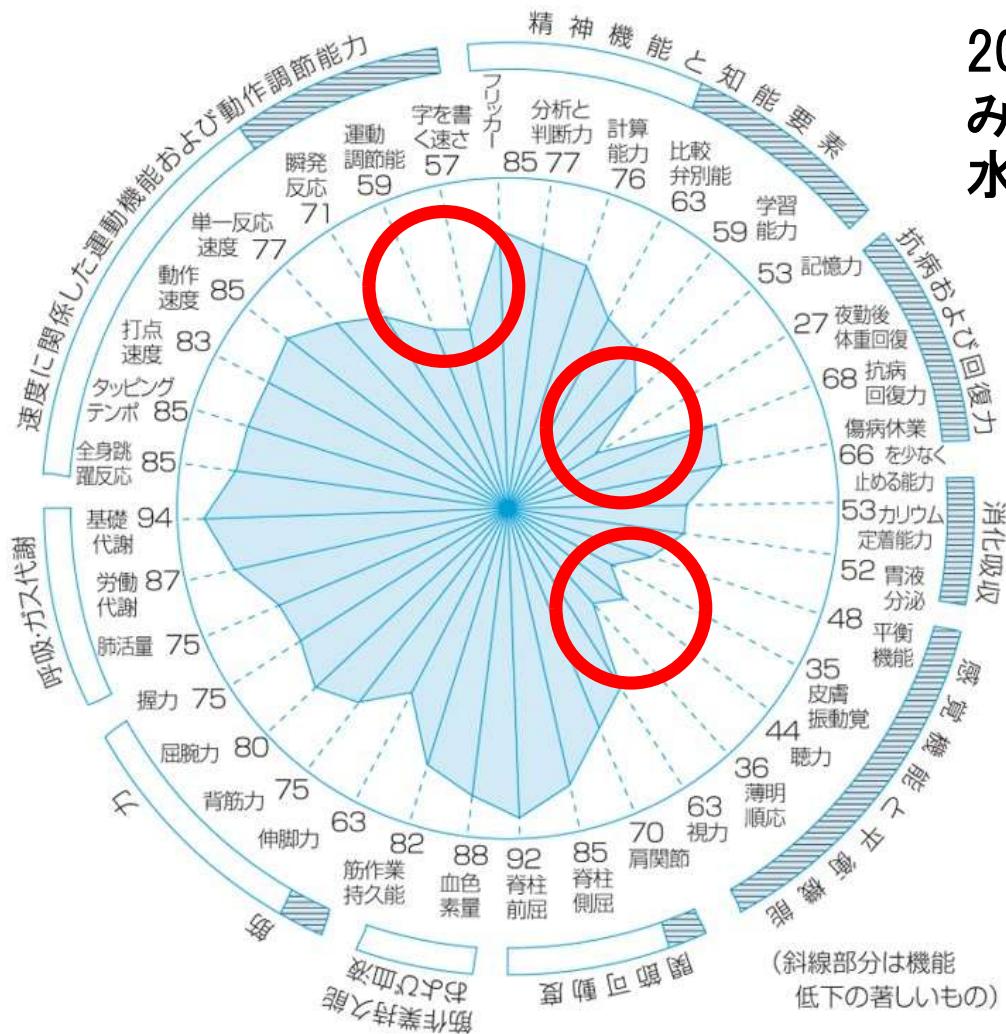
具体的取組			
	予防	把握・気づき	措置
場のリスク	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
人のリスク	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
	運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
	体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導 体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について 令和2年3月16日

◆ エイジアクション100 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番号	チェック項目（100の「エイジアクション」）	結果		
		優先度		
3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策				
(1) 転倒防止				
① つまずき、踏み外し、滑りの防止措置				
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。			
7	床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。			
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ(照度)を確保している。			
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。			
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。			
② 安全な作業靴の着用				
11	作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまずきにくい作業靴を着用させている。			
③ 歩行時の禁止事項				
12	書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「廊下を走ること」は禁止している。			
④ 危険マップ等の作成・周知				
13	ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。		23	

（資料）高齢者の心身機能の特性



20～24歳ないし最高期を基準として
みた、55～59歳の年齢者の各種機能
水準の相対関係

- ・機能の低下
- ・平行機能
- ・バランス
- ・視力
- ・張力
- ・疲労回復

◆加齢に伴って大幅に落ちる能力と、それほど落ちない能力がある。²⁴

刊行物・報告書等

研究成果一覧

□ 刊行物・報告書等

□ 研究・調査報告トピックス

□ 知的財産権

小規模事業所向け安全衛生チェックリスト

労働災害の発生件数は年々減少傾向にありますが、今なお多くの労働者が被災されています。不幸な労働災害を未然に防ぎ、従業員の安全と健康を守ることは事業者の責務です。

安全で健康的な職場作りのためには、まず職場の安全衛生体制を見直すことが重要ですが、その第一歩となるのがチェックリストによるリスク評価です。これにより職場で危害をもたらす可能性のあるリスクに注目することができ、有効な対策につなげることが可能となります。

小規模事業所はより大きな規模の事業所と比べて労働災害の発生率が高い一方で、人材・費用等の問題により自力でリスク評価を行うことが困難であるという事情があります。

本チェックリストはそのような小規模事業所にてリスク評価を行う際の手助けとなるよう作成されたものです。各事業所によって必要とされる項目は異なるかと思いますが、一つの例として活用していただいた上でご意見等を頂ければ今後の改良につなげていきたいと考えております。

なお、これらのチェックリストはプロジェクト研究「第三次産業の小規模事業所における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究」(2007・009年度実施)にて検討・作成したものです。

[貨物運送業、倉庫業用\[PDF\]](#)

[旅客運送業用\[PDF\]](#)

[飲食業用\[PDF\]](#)

[販売業用\[PDF\]](#)

関連する研究成果

[第三次産業の小企業における安全衛生リスク評価法の開発\[PDF\]](#)

小規模事業所向け 安全衛生チェックリスト (飲食業用)

事業所名			
担当者名	実施日		

労働災害の発生件数は年々減少傾向にありますが、今なお多くの労働者が被災されています。不幸な労働災害を未然に防ぎ、従業員の安全と健康を守ることは事業者の責務です。

安全で健康的な職場づくりのためには、まず職場の安全衛生を見直すことが重要です。その第一歩となるのが、「チェックリスト」です。「リスク評価」を行うことで、職場で危害をもたらす可能性のあるリスクに注目することができ、有効な対策に繋げることが可能となります。リスク評価を事業者が実施することは、労働安全衛生法にて義務づけられています。

小規模事業所は、より規模の大きな事業所と比べて労働災害の発生率が高いのが現状です。しかしながら、小規模な事業所では人材、費用等の問題により、自力でリスク評価を行うことが難しいことが問題となっています。

本チェックリストは、そのような小規模事業所にてリスク評価を行う際の手助けとなるよう、チェック項目の例を基に作られています。是非、目を通してくださいた上で職場内の安全衛生リスク評価にお役立ていただければ幸いです。

本チェックリストはまだ完成版ではありません。実際に使っていただき、その感想やご意見を元に、皆さんと共により完成度の高いものにしていきたいと考えております。本チェックリストが皆さんのお役に立てる事を願うと共に、より完成度の高いチェックリストを供給できるよう、ご協力をお願いいたします。

本チェックリストについて、ご不明な点、ご意見、ご要望等ございましたら、ご遠慮なく下記までご連絡ください。

〒214-8585

神奈川県川崎市多摩区長尾 6-21-1

独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

TEL 044-865-6111 (内線8202)

FAX 044-865-6124

担当：齊藤宏之(saitoh@h.jniosh.johas.go.jp)

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について > 化学物質リスクアセスメントについて

化学物質リスクアセスメントについて

～業種・作業別マニュアルと解説テキスト～

危険性・有害性のある化学物質による労働災害は、休業4日以上のものでも年間400件以上起きています。その内容を分析すると、化学工業のみならずより広い業種、より多様な作業、特別規則の規制対象でない化学物質が原因、で起きていることが判明しました。

化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果（令和6年11月公表）

そこで、労働災害が多発しているものについて、業種・作業別マニュアルを作成しました。また各マニュアルの補足資料として解説テキストを用意しています。これらを活用して、多くの職場でリスクアセスメントが行われ、より適切な対策が取られることが期待しています。

○業種・作業別マニュアル

もの	業種	作業
洗剤・洗浄剤	ビルメンテナンス業	PDF ポリッシャーでの床洗浄作業 [1009KB] ↗ X ポリッシャーでの床洗浄作業 [352KB] ↗ PDF トイレ洗浄作業 [945KB] ↗ X トイレ洗浄作業 [352KB] ↗ PDF シンク洗浄作業 [943KB] ↗ X シンク洗浄作業 [351KB] ↗ PDF カーペット等のしみ抜き作業 [943KB] ↗ X カーペット等のしみ抜き作業 [285KB] ↗

政策について

分野別の政策一覧

▶ 健康・医療

▶ 福祉・介護

雇用・労働

▶ 雇用

▶ 人材開発

労働基準

▶ 雇用環境・均等

▶ 非正規雇用（有期・パート・派遣労働）

▶ 労使関係

○業種・作業別マニュアル

もの	業種	作業
洗剤・洗浄剤	ビルメンテナンス業	PDF ポリッシャーでの床洗浄作業 [1009KB]  X ポリッシャーでの床洗浄作業 [352KB] 
		PDF トイレ洗浄作業 [945KB]  X トイレ洗浄作業 [352KB] 
		PDF シンク洗浄作業 [943KB]  X シンク洗浄作業 [351KB] 
		PDF カーペット等のしみ抜き作業 [943KB]  X カーペット等のしみ抜き作業 [285KB] 
		PDF 製造・加工設備の洗浄作業 [877KB]  X 製造・加工設備の洗浄作業 [337KB] 
洗剤・洗浄剤	食料品製造業	PDF 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業 [852KB]  X 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業 [332KB] 
		PDF 洗浄作業 [975KB]  X 洗浄作業 [316KB] 
		PDF 自動車補修塗装作業 [958KB]  X 自動車補修塗装作業 [201KB] 
塗料	塗装作業	PDF 工業塗装作業 [903KB]  X 工業塗装作業 [254KB] 
		PDF 集成材・合板・LVL製造での接着関連作業 [1.1MB]  X 集成材・合板・LVL製造での接着関連作業 [200KB] 
接着剤	接着関連作業	PDF 内装仕上工事業での接着関連作業 [977KB]  X 内装仕上工事業での接着関連作業 [279KB] 

▶ 労働基準

- ▶ 雇用環境・均等
- ▶ 非正規雇用（有期・パート・派遣労働）
- ▶ 労使関係
- ▶ 労働政策全般
- ▶ 相談窓口等
- ▶ 生金
- ▶ 他分野の取り組み
- ▶ 組織別の政策一覧
- ▶ 各種助成金・奨励金等の制度
- ▶ 審議会・研究会等

食料品製造業における製造・加工設備の洗浄作業

化学物質管理マニュアル

本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、主に**食料品製造業において使用される食品製造設備や、食品加工設備の洗浄作業**において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針※1に対応したものです。
- マニュアルにより、以下を実施できます。
 - ✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
 - ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業においてリスク低減措置を実施することができる
- マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に則り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

食料品製造業における製造・加工設備の洗浄作業 化学物質管理マニュアル						
化学物質管理者	保護具着用管理責任者	作業者（又は職長等）				
作業情報						
作業内容			化学品名・メーカー名	成分名	※裏表紙のチェック欄に✓	
作業期間（任意）	備考（任意）					
化学物質取扱時の留意点						
危険性 (火災爆発に関連)	-		リスク低減対策	     	防護手袋 サイドシールド付き保護眼鏡 フェイスシールド 部分防護服（前掛け） アームカバー 防護靴	
有害性 (健康有害性に関連)	  ○吸入すると有害  ○接觸により皮膚及び眼への損傷やアレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、呼吸器、臓器、中枢神経系への障害のおそれがある。		保護具の留意点	○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不浸透性のものを選択する。 ○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。		
緊急時の対応	○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹼水及び水で洗い流す。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。なお強アルカリ性の場合は、少なくとも15分間洗眼する。		実施すべき事項／留意点	OSDSやpH試験紙等で洗浄剤のpHをあらかじめ確認する。 ○洗浄剤の小分け容器には、「洗浄剤の名称」「人体に及ぼす作用」「希釈倍率」「作成日」「混ぜるな危険（必要に応じて）」を貼付する。 ○足元に洗浄剤を撒く場合、滑って転倒し化学物質が身体に付着しないように注意する。 ○作業中は換気扇を作動させる。 ○作業の終了後は、すぐに手を洗う。		
リスク低減措置						
作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考	
Ⓐ 希釈・小分け	—	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。 ただしアルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、フェイスシールドを着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）、アームカバーを使用する。	希釈時は水しぶきが上がりないように水面近くでゆっくり投入する。 小分け容器に移す際は漏斗を使用する。 希釈後の洗浄剤タンクや容器は、低い位置で保管する。	
Ⓑ 部品等の手洗い	—	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。 なお洗浄剤に「2-アミノエタノール」が含まれる場合は、240分以内に手袋を交換する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）を着用する。	保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。 付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。	
Ⓒ フォームガンによる洗浄	—	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の防護靴を着用する。 なお、身体より高い位置を洗浄する場合は、付着可能性のある部位を覆う防水性の部分防護服、アームカバーを使用する。	—	
従事する作業	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	
※ⒶⒷⒸを記載	※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	
記録欄						
異常の記録	※保護具の着用忘れ、こぼした、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載		その他記録			

建設業における化学物質取扱い作業リスク管理マニュアル

各種教育のご案内

図書・用品のご案内▼

2.マニュアル・参考資料

(1)マニュアルの種類

建築工事マニュアル 下記のファイルはご自由に利用できます。

[Excel版]

- ①セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル(Excel) [2MB]

- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業リスク管理マニュアル(Excel) [2MB]

- ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(Excel) [3MB]

- ④防水等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(Excel) [3MB]

- ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(Excel) [3MB]

- ⑥接着（長尺シート等）作業リスク管理マニュアル(Excel) [3MB]

本マニュアルにより、

1. 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できること
2. 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができることとなります。

- ①セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]

- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]

- ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]

- ④防水等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]

- ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル(PDF) [2MB]

- ⑥接着（長尺シート等）作業リスク管理マニュアル(PDF) [3MB]

マニュアルの記入要領について(セメント)

● 化学物質管理者が記載（前日までに）

1 マニュアルに貴社名、元請名、作業所名、作業内容、作業期間を記載してください。

使用する製品の SDS を確認します。製品のラベルと SDS の項目番号 1 に記載されている製品名が一致していることを確認します。

マニュアルの製品名とメーカーの欄を記入します。

2 SDS の項目番号 2 の危険有害性の要約 GHS 分類、健康に対する有害性をチェックします。ラベル要素の絵表示のシンボルを確認します。

(腐食性  、 どくろ  、 感嘆符  、 健康有害性 )

3 SDS の項目番号 3 の組成、成分情報を確認します。含まれている成分が、マニュアルの裏表紙に記載されている場合は、□にチェックを入れてください。

チェックを入れた物質について、④、⑤、⑥の対象となっているか確認してください。

発がん物質の有無を確認し、有の場合には、発がん物質の欄に化学物質名を記載します。作業記録（作業マニュアル）、健康診断の保存期間が 30 年となります。

● 保護具着用管理責任者が記載（化学物質管理者が記載内容を確認後、作業前日までに）

- 4 記載日の作業内容を従事する作業名にⒶⒷⒸ記入してください。
- 5 作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具等（以下「保護具」という。）を選択し、作業当日に着用する保護具等を確認し、「保護具着用管理責任者（前日までに）」の欄に保護具名を記載してください。作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具等が合致しているか確認してください。

● 保護具着用管理責任者または、職長が記載（作業当日）

- 6 従事する作業名（ⒶⒷⒸ）、実際に使用する保護具を記載してください。保護具着用管理責任者または、職長は、上段の欄に記載されているものと合致しているか確認してください。

● 各作業員がサイン（作業開始前）

- 7 作業内容、保護具等の確認後、各作業員が全員サインをしてください。

● 職長が記載（作業終了時）

- 8 作業終了時に、異常の記録欄に異常があった場合はその内容を、ない場合には、無と記載してください。

● 元請が記載（作業終了後）

- 9 元請は、異常の記録欄が記載されていることを確認し、元請の確認欄にサインしてください。

労働災害が起こったら何をすべき？

1. 労災事故の発生

- ①事実関係の整理
- ②証拠の保存・収集（災害現場の保存、安全対策）
- ③主観的証拠、客観的証拠（現場写真、動画、関係者の証言）
- ④監督署に事故発生の報告

2. 治療の対応

- ①治療経過の記録化
- ②意見書の作成
- ③症状固定時期の見極め

3. 労災保険給付の申請

- ①申請書を監督署に提出する
- ②会社が拒否した場合には、労働者自身で申請することも可能
- ③後遺症害等級の認定のためにも必要

4. 労災認定結果の検討

認定内容に不満→労働者災害補償保険審査官に対する審査請求

5. 使用者に対する損害賠償請求

使用者責任、安全配慮義務違反、損害額の算定

6. 損害賠償請求方法の選択

示談、調停、訴訟

◆被災者の治療

- まずは、被災者の治療が最優先です。最寄りの労災指定病院等で治療を受けましょう。
- 重大災害であれば救急車の出動要請、警察への通報、労働基準監督署に連絡してその後の処置についての指示を仰ぐなどの対処が必要です。
- 労働災害の治療費は、労災保険から支払われます。
通常の私傷病による治療とは違い健康保険証は使えないでの、注意しましょう。
- 労災指定病院等で治療を受けた場合
治療費は、病院から労働基準監督署に請求。患者は支払いの必要なし。
- やむを得ず労災指定病院等以外で治療を受けた場合
治療費は、一旦患者が立て替える。後日、その費用が現金で患者に支給される。

◆ 災害の事実関係を把握する

誰が、いつ、どこで、なぜ災害に遭ったか、現認者（事故を見ていた人）は誰か、などをできるだけ詳しくメモしておきましょう。

- また、大きな事故では、警察官・監督官の現場検証まで、可能な限り災害現場の保存に努めることも必要です。

◆ 届出・申請をする

- 労働災害が起こったら、労働基準監督署への災害発生報告や、保険給付を受けるための手続きが必要です。

◆ 再発防止策を講じる

- 災害発生の事実関係を把握した後は、同じような災害を繰り返さないように、再発防止対策を講じることが大切です。
- 災害の直接的な原因だけでなく、間接的な原因にも目を向けて、どうすれば災害を防止できるか、未然に防げるかを検討し「労働災害再発防止対策書」として記録することも重要です。

